


第177号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

	目次
	1. 平成29年の「不正行為」について 入国管理局
	2. 技能実習生法に基づく優良な実習実施者と優良な監理団体の要件
	3. これからの活動
	4. 大竹市玖波の日本語教室 岩下康子
	5. 新聞記事等から 外国人就農、新潟・京都・愛知で解禁 (社説) 技能実習制度 人権への目配り怠れぬ 岐阜県の盗撮疑惑事件で垣間見えた、外国人技能実習制度の間
	4. Drifting too far - 46 入院生活から-8 5. Kerameikos 勾玉 6. 本の紹介 縮小ニッポンの衝撃 NHK スペシャル取材班 著 7. 今月の言葉

平成29年の「不正行為」について

平成29年2月 入国管理局 <http://www.moj.go.jp/content/001249596.pdf>

毎年この時期になると入管から標記の報告が出されます。どのような経過によって把握されたものかは分かりませんが、ここに報告されている受入機関に対しては、「当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。」と冒頭に記載されています。昨年11月に技能実習生法が罰則付きで施行されました。直ぐにもこの法律が有効かと思っていたら、この法律施行後に技能実習生機構が認めた技能実習生が対象でありそれ以前のは入管が対応し、在留資格の更新に合わせて技能実習生機構の管轄下に移行するとのことです。懲役や罰金の罰則があっても労働基準法と同じように適用されることは少ないのかもしれませんが。また入管や労基署の現役の職員が配置されていても絶対数が不足しており、通訳の確保の問題もあり、ユニオン等の支援団体と連携が必要ではないかと考えられます。

【受け入れ形態別不正行為件数】

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型	2	0	0	0	3	2	3
監理団体	14	9	20	23	32	35	27
実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計	184	197	230	241	273	239	213

【第二次受入機関の業種別「不正行為」件数】

下記の表で明らかなように不正行為は、「繊維・衣服関係」と「農業・漁業関係」が過去5年平

均で 70%台と大多数を占めています。外国人が居なければ事業継続も難しい零細業種であり、近い将来後継者不足から廃業に至るまでの間技能実習生が支えていると言えます。特に農業と漁業の分野においては行政主導で地域ごとに協同組合なり株式会社への統廃合が進められる必要があると言えます。良い悪いは別にして「建前と本音」という制度の主旨を理解して最低限のことも守れないのであればこの二つの業種は技能実習制度の職種から外すべきではないでしょうか。そうでなければ真面目に受け入れている企業に迷惑がかかってしまいます。人口減少から単純作業労働者として外国人労働者・日系人の導入が進められています。ただ導入するのでなく、この制度にみられる日本語の教育や労働法また実習生保険等のようなセーフティーネットを法律で保証する工夫をしなければ実習生よりもひどい世界が出てくるのではないかと危惧されます。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
繊維・衣服関係	75	76	94	61	94
農業・漁業関係	79	88	67	67	39
上記 2 分野不正行為率	73.6%	75.2%	67.7%	63.3%	72.7%
食品製造関係	15	11	19	13	15
建設関係	16	16	20	38	14
機械・金属関係	7	12	10	14	9
その他	18	15	28	9	12
計	210	218	238	202	183

【実習実施機関における類型別「不正行為件数」】(主なもの)

賃金不払と労働関係法令違反が 63%と大きな割合を占めており、「偽造文書の行使・提供」が 20%を占めています。具体例に有るように不正な賃金支払隠蔽関連と考えれば 83%が労働法関連といえます。この表には入れなかった「行方不明者の多発」の項目が各年度該当「0」となっている点は不思議な気がします。失踪した実習生は過去 2 年 5,000 人を超え、2017 年上半期だけで 3,205 人に達し年々増加傾向があります。これらすべてが受入機関の責めに寄らない行方不明者として処理されているということになります。使用者の理不尽な行為から逃走し、支援者団体に保護を求めるケースも少なくありません。団体交渉中に帰国させたり、怪我や病気になると帰国させる例は多数あります。この点は実習生法が出来て入管で帰国理由を確認するようになったとのことですが、そうした実習生達は様々な脅しを受けているため「強制帰国です。」と伝えることができるでしょうか。

	平成 25 年度 (323件)	平成 26 年度 (304件)	平成 27 年度 (313件)	平成 28 年度 (320件)	平成 29 年度 (255件)
暴行・脅迫・監禁	0(%)	0(%)	2(%)	0(%)	4(%)
賃金不払い	99(30.7%)	142(46.7%)	130(41.5%)	114(%)	136(%)
労働関係法令違反	25(7.7%)	23(7.6%)	33(10.5%)	13(%)	24 (%)
悪質な人権侵害行為等	2(0.6%)	4(1.3%)	20(6.4%)	4(%)	3(%)
講習期間中の業務への従事	69(21.4%)	67(22.0%)	7(2.2%)	1 (%)	1 (%)
研修・技能実習計画との齟齬	73(22.6%)	23(7.6%)	33(10.5%)	35(%)	7 (%)
偽造文書の行使・提供 下段は第 1 次受入機関分	5(1.6%) 13	11(3.6%) 18	36(11.5%) 26	68(%) 26	51 (%) 22
名義貸し	16(5.0%)	19(6.3%)	32(10.2%)	47 (%)	6(%)
不法就労者の雇用	8(2.5%)	9(3.0%)	23(7.4%)	22 (%)	18(%)

【不正行為の具体例】

○ 賃金等の不払

技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

○ 労働関係法令違反

監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

○ 不法就労者の雇用等

建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

○ 暴行・脅迫・監禁

技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ 人権を著しく侵害する行為

労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。

技能実習生法に基づく優良な実習実施者と優良な監理団体の要件

技能実習法の施行により、優良な実習実施者と監理団体には、技能実習生の受入に関して受入人数が倍になり、受入期間が3年から5年に延長されると言う特典が与えられます。その認定基準要件を下記の表のようにまとめてみました。当たり前の事をしていれば当然に該当する内容と思われる。しかしこうした要件を定めなければ不正が絶えない制度であることを示していると同時に3年から5年へと延長するための方便とも言えなくもありません。これまでのメディアや支援団体の報告を見るとあまりにもひどい内容のものが少なくないのでこうした基準を作成することもやむを得ない話とししか言いようがありません。ただ個人的な感覚ではそうした悪質な団体は30%程度ではないかと思われすし、入管の不正行為報告を見ても繊維・衣服関係と農業・漁業関係での不正行為が70%台と突出しているのでこの分野が自浄作用を意識しない限り改善されることはないと言えます。特に最近農業分野への外国人労働者導入が進められています。これまで技能実習生による殺人事件が3件発生していますが、全て農業水産畜産の分野で発生しています。セクハラ・パワハラもこの分野では少なくなく、従業員からのセクハラを事業主に訴えた実習生に対して「セクハラは日本の文化だ。」とって内容は良く分かりませんが誓約書に署名させられたとの連絡がありました。また事業主から暴行を受けて体中アザだらけの写真が送られてきています。ただこうしたことが表に出てくることは少ないと言えます。多額な借金を負っていれ

ば黙って我慢をせざるを得ません。今回のように優良団体の要件基準がつくられれば実習生に対する締め付けはこれまで以上に厳しいものになる可能性があります。その結果が逃走や殺人事件に進まないとも限りません。技能実習制度での問題点は、①建前と本音、②受入機関のコンプライアンスと③実習生の心の中の恐怖感です。これに加えて受入企業に国際交流と労働契約を明確に区別できないことから実習生との間の意識のずれから不満が醸成されていくことも少なくないと思われます。

優良実習実施者と管理団体に対する認定要件をみると、「技能習得に係る実績」の点数配分が高いのは当然のことであり全組合が満点をとるでしょう。管理団体の監査体制にしても満点は当然のことでしょう。そうすれば問題なく優良団体と認められるはずです。

「技能実習生の待遇」の項目は最低賃金との比較と昇給の問題です。日本人並みの賃金の支給が望まれているのであれば 10 点しか配点がないのはお粗末としか言いようがありません。「技能習得に係る実績」の配点から 20 点はこちらに配分してもいいのではないのでしょうか。

「法令違反・問題の発生状況」は減点項目ですが、改善命令を受け、改善未実施が▲50点、改善実施しておれば▲30点と区別されています。普通にやっていたら改善命令が出るとも思えません。「自己の責めに帰す失踪有 ▲50点」については支援者に保護されて問題提起する例は枚挙にいとまがないはずですが、示談して解決しているためか、これまでの入管の不正行為報告に実績が無いのが不思議です。項目としては必要でしょうし、支援団体に保護されること自体受入機関に重大な問題があることを示しており、示談で解決したかしないかということではなく保護されて入管に届けに来た場合でもこの項目で算定しなければ技能実習生問題の解消は望むべくもありません。先日でも来日 1 か月に満たない実習生が日本語ができないとの理由で帰国させられると逃げてきたので、保護し、ユニオンに加入させ、入管に行くと「チケットを見せられたのか。そうでなければ日本語の勉強を頑張れとの言葉ではないか。」と相手にしてくれませんでした。その日に団交を行い今後どうするか検討して回答すると言いながら翌日帰国させられてしまいました。それも一時帰国という名目です。

問題のある実習実施機関からの移籍を促進するための措置として「過去 3 年以内の実習生の移籍受入」があっても配点が 5 点ではいささか少ないように感じます。建前上研修であるため移籍については認めるべきではないと考えますが、問題のある労働条件下にある技能実習生からの訴えに基づいて監理団体が積極的に移籍促進し、実習生の人権確保のため配点は大きくすべきではないのでしょうか。

(満点が 120 点で 6 割以上の得点(72 点)を得れば優良と認められる。)

優良な実習実施者の要件	最大得失点	優良な監理団体の要件	最大得失点
①技能等の修得に係る実績	70 点、▲95 点	②技能等の修得等に係る実績	40 点、▲45 点
※技能検定試験の基礎、2 級、3 級への合格率が問われておりマイナス要素の発生はないと考えられます			
②技能実習を行わせる体制	10 点	①団体管理型技能実習の実施状況 の監査その他の業務を行う体制	50 点、
③技能実習生の待遇	10 点		
※1 号の賃金と最賃との差	115%以上 5 点 105%以上 3 点	※常勤役員数と実習実施先との割合が 1:5 以下	15 点、1:10 未満 7 点
※実習各段階の昇給率	5%以上 5 点 3%以上 3 点	※過去 3 年間の監査担当者の受講歴の割合 60%以上	10 点、50~60%10 点
④法令違反・問題の発生状況	5 点、▲110 点	③法令違反・問題の発生状況	5 点、▲125 点
※過去 3 年以内に、①改善命令を受けたことがある ▲50 点、②自己の責めに帰す失踪有 ▲50 点			
⑤相談・支援体制	15 点	④相談・支援体制	15 点
※支援マニュアルと母国語支援員確保そして過去 3 年以内の実習生の移籍受入	各 5 点	※支援マニュアルと機構への移籍受入れ登録そして過去 3 年以内の実習生の移籍受入	各 5 点
⑥地域社会との共生	10 点	⑤地域社会との共生	10 点

これからの活動

これまで教会を活動の場として外国人の相談に取り組んできました。と言っても相談を受ける場所は教会のロビーや喫茶店でプライバシーの面か見て問題がないとも言えませんし、教会のロビーを使うことへの気兼ねがあっても、カトリックの信者である外国人にとっては教会が相談の場であることは、私たちに対する信用性の問題からも、安心できる場所と考えていたからです。これまで相談者を紹介してきていたシスターから「空いている部屋は自由に使ってもいいと神父様の了解を得た。」と伝えられ、昨年病気を経てこれまでのように体力と気力とお金を必要とする活動が難しくなり、来日間もない子供や日本語を勉強したい大人たちとのんびり、日曜日の12時から5時の間、教会の部屋を借りて勉強をすれば、それ以外の人たちも、大人も学校や市役所等からの手紙を持って自由に相談に来られていいかと思っていましたが、使用し始めると教会外の団体が教会施設を使用することにこれまで教会員から不満があったらしく遠慮してもらいたいとの話がありました。組織としての立場からは当然のことかもしれません。教会にはJ-CaRM(日本カトリック難民移住移動者委員会)があるためJ-CaRMの活動計画の中に組み込んでもらえばいいだけの話ですが、私の所属する教会には今J-CaRMがあるのかどうかわかりませんし、あるとしても私の活動を計画の中に組み込めば当然各委員にも通訳や付添として活動してもらわざるを得ません。また費用負担の問題も発生してきます。「費用は募金すればいい。」と以前委員の方に話すと「教会はいろいろ募金しているので集まらない。」と一蹴されてしまいました。また教会の収入となれば会計処理の問題等も発生してきます。そうすると個人的に募金も進めざるを得ませんでした。そうは言いながらもJ-CaRMの本部や広島教区レベルでは会議の案内が来て議事録に活動報告として記録されていますし、カトリック東京国際センターや札幌教区のウェルカムハウス等とは連携を取りながら活動しています。しかし私の活動自体を支えてくれている人たちは教会とは関係のない人たちばかりなので、今後のことを考えると教会の以外の場所、留学生会館等に活動の場所を変更せざるを得ません。キリスト教会という場所的制約がなくなるとキリスト教以外のベトナム人やインドネシア人にとっては相談に来やすくなるという面もあります。

日本語や子供の学習に活動を移すとしても確実に時間を割くことができない状況がまだあるため中心となってももらえるボランティアが必要となります。今3名の女子大生と1名の社会人が子供たち2名の勉強の面倒を見てくれていますが、試験期間中等の問題もあるためボランティアの構成も考える必要もあります。二人とも来日して1年強の子たちで中学校と高等学校にこの4月に入学します。同じような子は多数いるはずですが、また日系人の大人からの日本語学習の希望が来ています。日本での生活をより良いものにするためには日本語学習は欠かせないのでこれからの活動はこちらにシフトして出来るだけ手助けしていきたいと思っています。

大竹市玖波の日本語教室

岩下 康子

2月17日(土)、大竹市玖波公民館にて、公民館祭りの特別企画「語学カフェ」が開催されました。この企画の目玉は、日本語教室で学習している技能実習生の皆さんです。公民館がこの教室をサポートしてくれるようになってから、毎回10~15名の学習者で、公民館の学習室はいっぱいになり、嬉しい悲鳴を上げています。ボランティアの確保については、もう少し広報していきたいと考えていますが、地域在住の元小学校の先生が2人加わり、とても丁寧に学習指導に関わってくださっています。

さて、「語学カフェ」では、多くの来賓を招いた会場の前方中央に、インドネシア実習生7名が座り、会が始まる前から緊張した面持ちでした。自己紹介のあと、来日1年目を迎えたグスさんが代表としてマイクを握り、スピーチを始めました。出身地について語り終えたと同時に、会場から様々な質問が投げかけられ、その後、質問は次々と続きました。「インドネシアの食べ物、気

候、教育」には、すんなりと対応しましたが、「彼女はいますか。」の質問には、さすがに苦笑いです。さらに、「日本の女性とインドネシアの女性、どちらがいいですか。」と聞かれると、「これは、やばい質問ですね。」とグスさん。絶妙な切り返しに、会場に笑いが響く場面がたくさんありました。最後は、全員に、「夢は何ですか。」という質問が出され、全員が、しっかりと将来の展望について話しました。大きな夢を抱いて、日本に来ていることが分かり、会場からは大きな拍手とエールが送られました。地域の方々も、彼らに興味を持っていることがよくわかり、非常に有意義な交流が持てたことに感謝しています。

その後、4名による音楽演奏が始まりました。ギター、ベース、ドラム、ボーカルをそれぞれが担当し、「ひまわりの約束」と「インドネシアの歌（題名不詳）」をしっとりとした美しい歌声と優しい伴奏で披露しました。仕事を終えた後に集まって、練習してきたのでしょうか。彼らが、一生懸命何かを見つけようとしている、あるいは日本の人に語り掛けようとしている、そんな思いが伝わる歌でした。

技能実習生のことを少しでも地域の人を知る、非常に良い機会になったと思います。会の後、「もっと交流したい」「日本語がこれほど上手だとは思わなかった」「一緒になにか活動したい」と声をかけてくれる方がいて、気持ちが温かくなりました。参加してくれたインドネシアの男性陣も、「非常に緊張しましたが、すごくうれしかった。」「楽しかった」「いい経験になった」と満足した様子が私に寄せられています。

残念ながら、カキ打ちに従事している実習生の方は一人も参加できませんでしたが、次の機会にはぜひ、地域の方と関わるような時間を作りたいと思います。玖波地域から、小さな多文化共生の試みを発信出来るよう、今後も頑張ります。

新聞記事等から

外国人就農、新潟・京都・愛知で解禁

2018/3/6 23:00 日本経済新聞 電子版

政府は外国人の就農を国家戦略特区の指定を受けている新潟市、京都府、愛知県の3カ所で解禁する方針だ。働きながら技術を学ぶ技能実習制度と異なり、実務経験がある専門人材を受け入れる。高齢化による農業の担い手不足を和らげるとともに生産性の向上に結びつける。特区での実績を積み重ねて、全国展開につなげていく。

9日の国家戦略特区諮問会議で正式に決める。2018年度から各地の人材派遣会社が主にアジアから来日する人材と雇用契約を結び、農業生産法人などに派遣する。3カ所の受け入れ人数は合計で数十人規模になるとみられる。

受け入れるのは満18歳以上で1年以上の実務経験がある専門人材。農業に従事するうえで必要な日本語が話せることも条件になる。

就農できる期間は通算で3年とする。技能実習制度は最長3年だが、特区では農繁期だけ働く場合は初めて来日してから3年を超えても働ける。例えば日本で農業に従事する期間が毎年6カ月なら、残りの期間は母国に戻って就業などをしてもらう。6年間にわたって日本と母国を行き来することができる。

加工や販売に携わったり、複数の生産法人で働いたりすることもできる。派遣会社には日本人労働者と同等以上の報酬支払いを義務付ける。年間総労働時間の上限も設け過重労働を防ぐ。

外国人就農は昨年9月に施行した改正国家戦略特区法で認めた。特区ではない長崎県や茨城県、群馬県、秋田県大潟村も関心を示している。これらの地域で解禁するにはあらかじめ特区の指定を受ける必要があるが、特区の追加指定の作業が停滞している。このためすでに指定を受けている3カ所で先行する。

農業以外の外国人就労も議論する。愛知県では外国人による家事代行サービスも解禁する。東京や神奈川などに続き5カ所目となる。中高所得層の共働き世帯や在留外国人の利用を見込む。家事の負担を減らし、女性の就労を後押しする。

新潟市は理美容やアニメ、漫画といったクールジャパン人材やホテルで訪日客に接客できる人材の受け入れも提案する。

優れた経営手腕や高い技術力を持つ高度外国人を除いては、外国人活用は特区で先行してきた。ただ息の長い景気回復と人口減少を背景に、女性や高齢者の就労を促しても人手不足は深刻さを増している。

安倍晋三首相は2月の経済財政諮問会議で、慢性的に人手が足りない業種に限って、外国人就労の拡大を検討するよう指示した。菅義偉官房長官と上川陽子法相を中心に、今夏に向けて方向性を詰める。5年をメドに在留期間の上限を設けるなど移民政策とは距離を置くが、経営・管理、医療など18種類ある「専門的・技術的分野」の在留資格を人手不足の業種に合わせて増やす道を探る。全国的な受け入れニーズが高い農業などは特区での実績を評価しつつ全国展開につなげていく。

（社説）技能実習制度 人権への目配り怠れぬ

朝日新聞 2018年2月20日 05時00分

人権がおろそかにされてきた状況を、新たな仕組みによって改善できるのだろうか。

働く現場に外国人を受け入れる技能実習制度で「適正化法」が施行され、3カ月が過ぎた。

監督機関として外国人技能実習機構を新設。受け入れ窓口となる商工団体などに報酬や労働時間を記した実習計画作りを求め、認定する。団体傘下の事業者に対して機構が実地検査できるようにし、罰則も設けた。

厚生労働省によると、旧制度だった16年、指導監督の対象となった5600あまりの事業場のうち、7割で法令違反が見つかった。労働時間や安全基準、賃金の支払い状況など、問題は多岐にわたる。

適正化法でようやく対策に乗り出した格好だが、不安は尽きない。

まずは機構の陣容だ。実習生を受け入れている事業者が4万に及ぶのに対し、機構の職員は三百数十人にすぎない。

そもそも、監督や規制の強化と同時に受け入れを拡充したことは理解に苦しむ。同一外国人の受け入れ期間は原則3年だが、優良な事業者では5年まで可能とし、初の対人サービスとして介護事業を加えた。

海外協力を目的にうたう技能実習制度は、人手不足への対策になっているのが実情だ。第2次安倍政権の発足後、建設分野などで受け入れを広げてきた。厚労省によると昨年10月時点で26万人近くに達し、4年間で12万人も増えた。

国際的にたびたび非難されてきた制度である。今回の監督強化も、受け入れ拡大ありきと見られても仕方がない。状況を改められるのか、厳しい視線が注がれていることを忘れてはならない。

注目されるのが、政府による人権の行動計画作りだ。

ビジネスに伴う人権侵害を防ごうと、国連が11年に原則を示し、国ごとに計画を立てるよう求めた。欧米を中心に20カ国ほどが既にまとめ、日本も外務省を中心に作業を進めている。

人権を巡る課題は山積みだが、N G Oなどが特に問題視するのが技能実習制度である。

最近、日本を代表する大企業からも懸念の声が相次ぐ。原材料や部品の仕入れ先から作業の委託先、製品の販売先まで取引全体への目配りが求められつつある。自らが把握しきれない末端の業者でも、問題があれば批判されかねないためだ。

計画作りではN G Oや企業の声聞くことが不可欠だ。行動計画が試金石になることを自覚し、作業を急がねばならない。

岐阜県の盗撮疑惑事件で垣間見えた、外国人技能実習制度の間

Newsweek 日本語版 2018年02月14日(水)19時00分元・中国人、現・日本人 | 李小牧(り・こまき)

<寮の浴室から発見された不審な物体。若い中国人女性技能実習生たちは、会社からも仲介機関からも日本社会からも助けを得られず、困り果てていた>

こんにちは、新宿案内人の李小牧です。今回は私が激怒したある出来事についてお伝えしたい。2月8日、SNSに不思議なメッセージが届いた。

「小牧先生、こんにちは。日本にいる女の子のためにお知恵を拝借できませんか。彼女たちは浴室で監視カメラを見つけたのですが、警察も会社も助けてくれずに困っています」

ある中国人ネットユーザーから発信されたものだ。後で聞いた話も含めて整理すると、次のような次第だという。

岐阜県大垣市のある会社で働く6人の中国人女性技能実習生たち。7日夜、寮の浴室の脱衣場で不審な物体に気が付いたという。USB ACアダプターの形をしているが、よく見ると小さな穴が空いている。



これを見た1人の女性実習生はぴんと来た。これは監視カメラに違いない、と。分解してみると、中からレンズが出てきたではないか。

不審なUSB ACアダプターを分解すると、レンズが出てきた(写真提供:中国人技能実習生)

翌日、彼女たちは勤め先の担当者に警察へ通報するよう掛け合ったが、取り合ってもらえない。そこで、彼女たちを技能実習生として派遣した仲介機関に通報するよう掛け合ったが、そこもあれやこれやと理由をつけて取り合おうとしない。駐名古屋中国総領事館にも連絡したが、自力で解決しろとの冷たい答えだ。

会社、仲介機関、中国総領事館。誰も救いの手を差し伸べようとしなない。心底困り果てた彼女たちは友人に助けを求めた。その友人が私に連絡してきたというわけだ。異国の地で誰の助けも借りられない寂しさは私もよく分かっている。娘のような年齢の彼女たちの力になってやろうと、私はただちに大垣市に向かった。

9日午後、私は6人の技能実習生を連れて大垣警察署に向かった。盗撮事件が起きたのだからすぐに対応してもらえるかと思ったが、対応した警官はあれやこれやと理由をつけて被害届を受理しようとはしない。

というのも、日本には盗撮を罰する法律がない。この場合ならば「建造物侵入罪」で被害届を受理することになるが、それには寮の所有者である企業が届け出る必要があるのだという。盗撮被害を受けたのは6人の女性だが、彼女たちには被害届を出す権利がないというのだ。

泥混じりの水、お湯の出ない浴室.....劣悪な待遇に言葉を失った

なんともひどい話ではないか。私は怒り心頭だった。彼女たちに人権はないのか。先進国・日本の法律、警察、社会はこのかわいそうな女性たちを見殺しにするのか。

私が切々と訴え続けると、ついに警官は折れた。証拠物の監視カメラを預かり、検査する。もし盗撮の事実が明らかになれば、会社の同意がなくとも被害届を受理する、と（なお、後述する中国メディア「澎湃新聞」の報道によると、大垣警察署の担当者はやはり会社が申請しないかぎり被害届は受理できないと発言したという）。

警察署を離れた後、私は彼女たちの話を聞いた。そこで知ったのは、あまりにも過酷な生活だった。例えば、寮の水道の蛇口には布が巻き付けてある。理由を聞くと、水に泥が混じっているからだという。その布をほどいてみると、確かにそのとおり。中には土がたまっていた。泥混じりの水が流れてくる蛇口の、布でこした水を飲んでいるのだ。

中国人研修生たちが普段使っている水道の蛇口（写真提供：中国人研修生）



浴室は真冬でも十分なお湯が出ない。湯沸かし器が古いからだろうか、お湯は出たり出なかったり。彼女たちは冬の寒い時期には週1回程度しかシャワーを浴びないという。一方、部屋には冷房もなく、真夏には倒れそうな暑さになる。

煮炊きには井戸水を使うというが、その水には虫が浮かんでいるのだとか。日本人従業員はミネラルウォーターを買って飲料水にしているが、給与が日本人の半分という彼女たちは水を買うことすらためられる。あまりの劣悪な待遇に私は言葉を失った。

それでも彼女たちは前向きだった。東京に帰る新幹線に乗る私に、感謝の言葉を述べ、微笑みながら「ありがとう！ いつかご飯をおごりますね」と話し掛けてくる。私は笑顔を返すことができなかった。

まるで奴隷、人権はどこに消えてしまったのか

私は「元・中国人、現・日本人」だ。自らの決断で日本国籍を選んだのだ。生まれたときから本人だった人以上に、日本人であることに誇りを抱いている。

だが、彼女たちの笑顔を見て、私は恥ずかしい気持ちを抱いた。これが世界に名だたる先進国・日本の姿なのだろうか。外国からやって来た若い女性をこれほど過酷な環境で働かせるばかりか、不安な事件が起きても誰一人親身に寄り添おうとはしない。

技能実習生は日本に技術を学びにきた学生だ。言葉も文化も分からない異国の地で暮らせば不安があって当然。そうした不安を解消する手段を用意しておかなくては、とても学べるはずもない。

昨今、国内外から外国人技能実習制度に対する強い批判が聞かれるようになった。日本の技術を学ぶとは建て前だけ。体のいい奴隷ではないか、と。思うに監視カメラは本質的な問題ではない。技能実習生たちが働く日本企業、派遣した仲介機関、そして現地の日本社会、それら全てが彼女たちを本当の意味で受け入れていなかったのではないか。彼女たちのことを考えていなかったのではないか。

家畜のような扱いを受ける女性たち。人権という言葉はどこに消えたのだろうか。

13日になって事態はようやく動きを見せた。私が自分のSNSを通じてこの事件のことを訴えたところ、中国メディアの澎湃新聞が取材し記事にしたのだ。

これまで事件を無視していた会社、仲介機関、駐名古屋中国総領事館は一気に態度を変えた。女性たちに会おうとしなかった社長は、すぐに顔を見せ、会社はすぐさま警察に被害届を提出した（そして「建造物侵入罪」として受理された）。

だが、事件の発覚から間もなく1週間がたとうとしている。彼らが態度を変えたのは女性たちのことを思っただけのことだろうか。それとも報道によって大騒ぎになると予感し、自分たちの身を

守るために重い腰を上げたのだろうか。

日本は今、外国人労働者の力を必要としている。技能実習生という「建て前」で労働移民を受け入れること、そのこと自体にも問題はあつたが、もし受け入れるのであれば、誰かが親身になって彼らを守らなければならないはずだ。

私、李小牧がヒーローとして登場するのは今回が最後になることを祈っている。

* 本稿執筆にあたり、技能実習生が所属する岐阜県大垣市の企業に電話取材を行ったが、期日までに回答を得られなかった。

Drifting too far - 46 入院生活から - 8

2月15日に1カ月点検で病院に行ってきました。前回の心エコーで拍出量が50%を切っていることについては循環器の先生が3年前と比べて誤差の範囲と診断されているので特別話もありませんでしたが、今回の誤差の範囲は良いとしても3年前が60%程度であることの原因は分からないが単なる個体差だけの話なのか不思議に思うところもありますが、酸素摂取率は98%と問題がありませんでした。ただコレステロールが基準値を少し上回っていることに「心当たりがないか」と問われても特別思いやることも無いと答えると、代謝機能が落ちているからだろうとのことでした。代謝機能が落ちていれば当然コレステロールに限った話ではありません。そうしたためか来月は骨粗鬆症の検査をするとのことでした。毎月1回この関係の薬を飲んでいるのを思い出し魚粉のふりかけと小魚の干物を酒の肴にすることにしました。当然お酒は控えるべきかもしれませんが食事の時に大きめのぐい呑に一杯と寝る前に焼酎かウイスキーを小さなぐい呑に半分程度ですから問題は無いでしょう。何を呑むかにはこだわりがあり、先日吟醸酒の粕取り焼酎が美味しいことに気づきました。粕取り焼酎など思いもつかなかったのですが、イタリアのグラッパは葡萄酒の粕取り焼酎なのでその内こちらを試したいと思っています。

【リハビリ】

入院して1カ月と少し経過した頃先生からリハビリの話があつたのでお願いしました。当初は理学療法士の先生だけ。その先生から作業療法士も付けることができるとの話を聞きこちらをお願いすることにしました。何もすることも無いし、ベッドから降りて動くこともできない状態なので早く動くようになりたいとの思いばかりでした。理学療法士は歩く事に重点を置いた指導、作業療法士は手を使った作業療法という棲み分けがあつたようでした。1か月以上身動きできない状況であり、当初は絶食状況が続き体重も15kg程度減少し動かない為筋力も低下し最初はベッドから降りて立つこともできない状態でした。まずベッドに寝たまま足首の進展、理学療法士さんが足を押し、それに対して押し返す練習、過かたをベッドから持ち上げる練習などの簡単な筋力トレーニングから始まり、立つ練習からベッド脇の椅子に座る練習と進んでいきました。その間大学生の実習が始まりいっよに指導を受けることになりました。最初の内は椅子に座って立つのはなかなか難しかったのですが筋力が回復するにつれてどうにかできるようになりました。その過程で椅子に座っては立てないのにベッドからなら立てるようになりました。なぜ椅子から立てないのにと考えるとどうも膝を直角に曲げた状態から立ち上がる力はないが、膝が90°以上の角度を保っていなければ立てるだけの筋力が回復していないことに気づきました。わずか数度の事なのに体がどんなに重くのしかかっているか痛感しました。今はまともに歩いているとは言っても、椅子から立ち上がり少しの時間力が入らずふらついたり、朝布団から起き上がる時は未だに大変な思いをしています。腹筋で起き上がるのではなく両手で押し上げて上半身をお越し、それから四つん這いになり、片膝立ててからゆっくりと起き上がります。少し歩くと回復し、外を歩くときは、それなりの速足でも歩くことは出来、顔の色つやも戻り、話し方も従前どおりなので元気だと思われていても身体の方はついてきていないのが現状です。両肩に違和感があるのが気になり、ストレッチや筋力トレーニングをしなければと思いながら気力減退のせいにしてズボラしています。

リハビリの方は部屋の中での歩きから歩行器を使っの廊下を歩く事、少し進んでリハビリ室での器具を使ったリハビリへと進んでいきました。これと並行して作業療法士の先生もこられました。最初部屋に入ってきて「お久しぶり」と言うのでよく見るとはるか以前に車いすテニスのボランティアに来ていた女性でした。リハビリには学生さんが実習に来ており入院し、外界と遮断されている者にとっては楽しい時間でした。しかし、先生からリフレッシュのため1週間ほど入院したらどうかと話があり、5月14日から21日まで退院して、帰ってきたらリハビリは退院したのでそこで終わりとなり、また一定期間入院してリハビリの必要性が出なければいけないと言われてしまったのはショックでした。長期間入院すると入院料の費用が低くなってしまいうためリセットするための措置であるのは分かっていましたが、リハビリまでリセットされるとは思っていませんでした。確かに社会的入院という問題もあるためやむを得ないのかもしれませんが必要な医療を受けている者にとっては残酷な話です、最初入院した時もペットの検査は他の病院で受けるためその前日退院し、検査の翌日再度入院しましたが生きるか死ぬかの直前の時期で大変な思いをしました。同時に酸素マスクを着けていたので在宅療養用の酸素ボンベがと携帯用の酸素ボンベの危機が自他気に届きました。自宅で過ごした1日の為在宅酸素療養の費用等発生し医療費の無駄使いとしか思えません。一時退院にしても入院中の他院受診は認められないのは当然としても検査機器が無い場合等の例外措置が考慮されていなければそれが原因で症状を悪化させる危険も否定できません。

ケラメイコス ～ 勾玉



新しいものより古いものに関心が強く歴史にしても洋の東西を問わず古代史に強い関心があります。特に古代ギリシアですが、日本では縄文時代に何かしら不思議な魅力を感じています。子供のころの家の近くに約2000年前の縄文後期の遺跡の比治山貝塚があり、その周辺の畑から土器片が拾うことができました。弥生時代のぐい呑も手に入れてみました。しかしこの時代で集めるとなると須恵器、土偶、埴輪また縄文・弥生・古墳時代を通じて造られてきた勾玉になります。いくつか集めたのが左の6つです。基本形のものばかりで濃い緑色の翡翠、聖真っ黒い出雲石のものまたこの写真と全く違った形の異形勾玉や縄文時代のものなどに視野を広げるとまだまだ時間がかかりそうです。しかし日本で独

自に始まったものであり、眺めていると何かしら不思議な思いと、のんびりした気持ちにさせてもらうことができます。手ごろな大きさは4.5cmあたりでお守りにすればと持っています。

左の茶色っぽい物は佐渡の赤石で6cm近くの大きなものです。右回りに青いガラス製(5cm)のもの、白っぽく緑が混じった翡翠(4.5cm)、頭に切り込みの入った丁字型と呼ばれる水晶製(4cm)、翡翠(3cm)と最も小さい緑と紫色が絡んだ翡翠(2.5cm)のものです。これらは一般的な形のものですが、様々な形や大きさや色合いのものがあり、中でも縄文時代の呪術性の感じられる不思議な文様を掘り込んだものは興味の尽きないものです。

本の紹介

縮小ニッポンの衝撃 NHK スペシャル取材班 著 講談社現代新書 740 円

少子高齢化の進展にともない国家財政に占める福祉関係予算の急増、従来からの 3K 職場での労働者不足に加えて福祉分野での人材不足から外国人導入が急ピッチで進んでいます。これ以上のスピードで進行している市町村消滅の危機をどれだけの人を実感として感じているのでしょうか。まさにそうした現実が財政破たんした夕張市です。しかしこの例でさえ私たちにとってはまさに他人事のニュースでしかありません。

この本では現実的な問題として市町村消滅の危機に向かった活動を起こした市町村が報告されています。広島市近郊の団地も例外ではありません。私が就職して間もないころは子育て真っ中の生き生きとした団地でしたが、今では取り残された老人の集落になりつつあります。こうした現実を見据えた一て活動を起こしている市町村を取材して、すさまじい現実を紹介しています。

第 1 章では信じられない話ですが、東京の池袋を抱える豊島区が取り上げられています。最終章では横須賀市が取り上げられている事には驚かされました。また益田市や京丹後市での村落の消滅の例が報告され、島根県の雲南市では行政が行うべきサービスさえ地域住民の師自治組織に肩代わりさせざるを得ない状況が報告されています。夕張市問題については第 2 章と第 3 章で破綻の街の撤退作戦として報告されています。こうした状況に対する処方箋はないようですが、短期間で帰国する外国人労働者と共に日本の底辺を支えている定住外国人がたくさんいますので、この人たちを農水産業のオーナーとして活用する道もあるでしょうし、学校に保育園や特別養護老人ホームを併設するなどの方法もあり得るのかしれません。これまで定住外国人の活用は論議されていないと思います。この人たちを中核として在留期限付きの外国人労働者と組み合わせた現場構成を考えていく必要もあるのではないのでしょうか。このようにここで報告されている現実への処方箋を頭の体操として考えてみてはどうでしょうか。

言葉

別に是れ一壺の天

～表札ごとに世界あり～

一つ一つの家が「世界」を作り上げています。その家特有の価値観があって、その家のけじめがあって、味噌汁の味もそれぞれ違う。

今、自分が入っている壺を客観視して見ることができたら・・・。

素晴らしく見えれば幸い、もし、今いる壺にばかばかしい諍いが起きているようなら、心機一転、別の壺に飛び込むことだってできるんだよ。

「続ほっとする禅語 70」P. 36

監修：野田大燈 文：杉谷みどり 書：石飛博光 (株)二玄社

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成 30 年 3 月 1 日 発行